参考資料

- ◆ 孤独・孤立対策推進法の概要（国資料）
- ◆ 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（国資料）
- ◆ ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱
- ◆ ほっかいどう孤独・孤立対策　リーフレット（A4版）

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。

② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。

③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和６年４月１日

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画　令和７年改定のポイント

- 令和６年４月に孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）施行、同年６月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後１年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・ＮＰＯ等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（ＮＰＯ等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、**②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応**するため、**重点計画を改定**（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和６年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→　取組を強化し、引き続き重点的に推進。

・地方公共団体への**伴走支援**やＮＰＯ等の**取組支援**等について、交付金等も活用しつつ、**現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進**。
・**「つながりサポーター」の更なる普及**を始め、**孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化**。
・目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策の**エビデンスに基づく評価・検証**を通じた取組を推進。　など

②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ **小中高生の自殺者数が過去最多**
　－令和６年は529人と過去最多。
　－女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状

【中長期的な課題】

✓ **将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み**
　＝孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み
　－単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ **孤立死者数の推計：約２万２千人**
　－孤立死ＷＧが令和６年の推計を公表。
　－「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後８日以上」を経過していたもの。

- 児童館やフリースペース、こども食堂といった**家庭でも学校でもない多様な居場所**づくり、子ども・若者の**悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制**の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の**「顔の見える関係」づくり**など、**こども・若者の孤独・孤立状態の予防**に向けた取組の推進。

- **関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下**、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの**「居場所・つながりづくり」**等、**中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進**。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進　など

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11決定（R7.5.27一部改定））のポイント

重点計画の意義

- 令和６年４月１日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第８条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。
  今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びＮＰＯ等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第２条）

（１）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（２）当事者等の立場に立った施策の推進
（３）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（１）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握　②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信　③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（２）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・ＳＮＳ相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（３）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり　②アウトリーチ型支援体制の構築　③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進　④地域における包括的支援体制等の推進

（４）孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の活動をきめ細かく支援し、官・民・ＮＰＯ等の連携を強化する

①ＮＰＯ等の活動の支援　②ＮＰＯ等との対話の推進　③連携の基盤となるプラットフォームの形成　④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★　特に重点を置いて取り組むべき事項

①　地方公共団体及びＮＰＯ等への支援

- 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

②　孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③　重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

（目的）
第1条　本プラットフォーム（以下、「本会」という。）は北海道における孤独・孤立対策に取り組む行政機関とNPO等支援団体との官民連携等を強化することにより、取組の推進につなげることを目的とする。

（活動内容）
第2条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。
（1）孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
（2）行政機関及び支援団体の活動内容の共有及び業務連携の機会の提供
（3）孤独・孤立対策に関する好取組やノウハウの共有
（4）その他本会の目的を達成するために必要な取組

（構成団体）
第3条　本会は、設置の目的に賛同する幹事会員及び会員により組織する。
（1）幹事会員
孤独・孤立対策に関する中核的役割を担う別紙に掲げる団体
（2）会員
孤独・孤立対策に関連する取組を行う市町村及び市町村社会福祉協議会、前号以外のNPO 等支援団体

（本会への参画）
第4条　会員として参画を希望する団体（市町村及び市町村社会福祉協議会を除く）は、別に定める方法により事務局へ申込を行うものとし、事務局において、次の各号に掲げる事項等を確認した上で、参画が適切であると認める場合には、参画することができる。
（1）孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている団体等であること
（2）これまでに市町村や社協、相談支援機関等の関係機関と連携し、活動した実績があること
（3）支援活動が営利や宗教的又は政治的活動を目的とするものではないこと
（4）暴力団等反社会的勢力と関係がなく、公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

（本会からの退会・除名）
第5条　本会を退会しようとする団体は、その意思を書面により北海道に届け出ることで退会することができる。また、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、北海道は職権により除名することができる。
（1）1年以上、連絡がとれないとき
（2）本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
（3）団体等が解散又は営業を停止したとき
（4）暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
（5）その他本会の運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

（プラットフォーム会議の構成）
第6条　幹事会員により構成するプラットフォーム会議を設置する。
２　会員は、プラットフォーム会議を傍聴することができる。

（プラットフォーム会議の運営）
第7条　プラットフォーム会議は、原則として年1回実施することとし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。
2　プラットフォームの会議に座長を置き、北海道保健福祉部福祉局長をもって充てる。
3　座長は必要に応じて、会員に意見を求めることができる。
4　プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事会員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）
第8条　本会の事務局を北海道保健福祉部福祉局地域福祉課に置く。

（その他）
第9条　本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則
本要綱は、令和5年10月6日から施行する。
本要綱は、令和6年5月17日から施行する。

別紙

ほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム　構成団体

【幹事会員】

	分　野	団体・機関名	所管
1	社協・社福法人	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	
2	NPO	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター	
3	自殺対策 ひきこもり	社会福祉法人北海道いのちの電話	
4		道南ひきこもり家族交流会「あさがお」	
5		北海道ひきこもり成年相談センター/ 札幌市ひきこもり地域支援センター	
6	重層的支援体制	一般社団法人北海道総合研究調査会	
7	生活困窮	一般社団法人北海道ねっとわーく	
8	措置児童	北海道児童養護施設協議会	
9	ひとり親	社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会	
10	DV	北海道シェルターネットワーク	
11	民生委員	公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟	
12	再犯防止	北海道地域生活定着支援センター	
13	町内会	一般社団法人北海道町内会連合会	
14	市町村	登別市保健福祉部	
15	北海道	総務部危機対策局危機対策課	救急
		総合政策部国際局国際課	外国人
		総合政策部地域創生局地域政策課	市町村への周知
		総合政策部次世代社会戦略局DX推進課	オープンデータ担当
		環境生活部くらし安全局道民生活課	LGBTQ、刑余者・犯罪被害者
		環境生活部くらし安全局消費者安全課	多重債務、消費者被害防止
		保健福祉部総務課	保健福祉
		保健福祉部健康安全局地域保健課	難病、がん
		保健福祉部福祉局地域福祉課	地域共生、生活困窮、生活保護
		保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	障がい、自殺対策、ひきこもり、依存症
		保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	高齢者、ケアラー
		保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課	子育て
		保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	DV、ひとり親、児童虐待、ヤングケアラー、青少年
		経済部労働政策局雇用労政課	雇用労政
		経済部労働政策局産業人材課	職業訓練
		教育庁総務政策局教育政策課	子どもの貧困
		教育庁総務政策局社会教育課	家庭教育支援
		教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課	不登校・教育相談
		北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援
		北海道警察本部生活安全部人身安全対策課	安全指導
	事務局	保健福祉部福祉局地域福祉課	

【会員】

	分　野	所属
1	市町村	市町村
2	市町村社協	市町村社会福祉協議会
3	支援団体、民間企業等	参加を申し出た団体

頼れる場所は
あなたのそばに

人と人との「つながり」が希薄な今、
孤独・孤立の問題は
誰にでも起こり得ることです。
今あるつながりを、大切に。

もしもひとりで悩んでいるなら、
どうか抱え込まないで。
頼れる人や場所につながるそのトビラは
いつもあなたに開かれています。

支える、つながる、見守る
ほっかいどう
孤独・孤立対策

孤独・孤立対策についての情報は
北海道　孤独・孤立対策　検索
北海道のホームページ

さまざまな悩みの相談先は
LINE 北海道支援情報ナビ
一般社団法人 北海道ねっとわーく